

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮外5施設に係る

非常通報機設置工事に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

平成29年1月13日

山梨県知事 後藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 工事の名称

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮外5施設に係る非常通報機設置工事

2 内容

入札説明書で定める内容等であること。

3 予定工期

契約締結日翌日から平成29年3月10日まで

二 一般競争入札の参加資格

1 山梨県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

2 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「文具・事務機」に登載されている者又は、山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（電気通信工事業）」に登載されている者であること。

3 契約締結日の1年7月前の日直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。

4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

5 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

また、同法第2条第2号及び第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

6 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

7 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

9 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成19年4月1日施行）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 10 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- 11 この公告の日から開札の日までの間に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書（設計図書）の交付場所及び問い合わせ先
〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館1階Sゾーン）

山梨県福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当（障害福祉課分室）

電話055-223-1463

- 2 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成29年1月20日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

※ 郵便、ファクシミリ及び電子メール等による送付は行わない。

- 3 入札参加資格確認書の提出方法

この公告の日の翌日から平成29年1月20日（金）までに山梨県福祉保健部障害福祉課施設支援担当に持参すること。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

平成29年1月23日（月）午前10時30分

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県防災新館302

- 5 郵便による入札書は受け付けない。

- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 8 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 最低制限価格の有無

無

5 前払い金の有無

無

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。